

## 高速自動車国道等の整備の推進に関する緊急要望

国民の安全で便利な日常生活を支え、地域間の連携・交流を促進する道路網の整備は、活力ある地域づくりや豊かな暮らしの実現のために、極めて重要な課題である。

このため本会では、平成13年12月20日に、高速自動車国道の整備のあり方等の見直しに当たっては、適切に対処されるよう要請を行ったところである。

については現在、国において、「道路関係四公団民営化推進委員会設置法案」が上程され審議中であるが、今後、高速自動車国道の整備のあり方等の見直し等に当たり、下記事項について適切に対処されるよう再度強く要望する。

### 記

- 1 高速自動車国道の整備については、建設計画の決定の経緯、計画の見直しが及ぼす影響等を考慮して、国の責任において積極的に推進し、高速道路ネットワークの早期形成を図ること。
- 2 「道路関係四公団民営化推進委員会」における検討に際しては、地方公共団体の代表を委員にする等、地方の意見が十分に反映されるよう特段の配慮を行うこと。
- 3 道路特定財源については、道路が果たす役割、整備が遅れている地方道の現状を踏まえ、地方における道路整備財源の充実及び地域の実情という視点を含めて検討し、必要な財源を確保すること。

平成14年4月17日

全 国 知 事 会